

令和6年度 第1回教育・保育部会

令和6年9月17日（火）
午前10時00分～12時00分
名古屋市公館4階 小会議室

1 開会・あいさつ

2 委員及び事務局紹介

3 令和6年度教育・保育部会における審議事項及びスケジュールについて

4 <<報告>>

(1) 令和6年4月1日現在の保育所等利用状況について

【資料1】

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設について

【資料2】

5 <<議題>>

(1) 認定こども園における認可・認定・利用定員の設定について

【資料3】

(2) 令和7年4月における新たな利用定員の設定について

【資料4】

<次回開催予定>
日時：11月上旬から12月上旬
場所：未定
※今後、日程について調整予定

令和6年度教育・保育部会における審議事項及びスケジュールについて

● 設置趣旨

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の認可等に関する調査審議、利用者負担のあり方の検討等を教育及び保育に係る有識者等による総合的な観点から行う必要があるため、なごや子どもの権利条例第27条第1項に規定するなごや子ども・子育て支援協議会の部会として、教育・保育部会を設置する。

● 所掌事務

- ・幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項の調査審議に関すること。
- ・支給認定教育・保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること。
- ・その他子ども・子育て支援新制度の施行に関すること。

● 委員

別紙のとおり

● 令和6年度の審議事項及びスケジュール（予定）

区分	主な審議事項等
第1回 9月17日（火）	<ul style="list-style-type: none">・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設について・認定こども園における認可・認定・利用定員の設定について・令和7年4月における新たな利用定員の設定について
第2回 11月上旬～12月上旬	<ul style="list-style-type: none">・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の検討状況について【仮】・名古屋市子ども・子育て支援事業計画（乳児等通園支援事業）について【仮】
第3回 1月下旬～2月中旬	<ul style="list-style-type: none">・令和7年4月における新たな利用定員の設定について・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について【仮】

国の動向等により、開催時期・回数や審議事項等に変更となる可能性があります。

【教育・保育部会委員名簿(50音順・敬称略)】

氏名	所属等
● 上田 敏丈	名古屋市立大学大学院 人間文化研究科
☆ 小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
☆ 齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
☆ 竹内 洋江	特定非営利活動法人 名古屋おやこセンター
☆ 橋本 洋治	日本福祉大学 経済学部
○ 藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟
○ 水野 孝一	名古屋市教育委員会
○ 山谷 奈津子	愛知県弁護士会

●部会長 ○子ども・子育て支援協議会委員 ☆臨時委員

《報告》

(1) 令和6年4月1日現在の保育所等
利用状況について

令和6年4月1日現在の保育所等利用状況について

- 令和6年4月1日現在、**保育所、認定こども園及び地域型保育事業**（以下「**保育所等**」という。）の利用申込をした児童のうち、利用に至っていない児童数（以下「**未利用児童数**」という。）は、前年比で249人（約28.6%）増加し、1,121人となりました。
- また、国の調査要領に基づく除外児童数を除いた保育所等の**待機児童数は、0人（11年連続）**となりました。
- 今後も保育所等の利用申込児童数の増加が見込まれる中、地域等の分析を行い、今年度は363人分の対策を実施し、必要な保育所等の整備・拡充に努めるとともに、引き続き、利用を希望する方へのきめ細やかな対応に取り組んでまいります。

1 令和6年4月1日現在の保育所等利用状況及び未利用児童数

別紙1及び別紙2のとおり

2 保育所等利用待機児童対策

別紙3のとおり

令和 6 年 4 月 1 日現在の保育所等利用状況

(単位：人)

区 分	令和 6 年 4 月 1 日 (A)	令和 5 年 4 月 1 日 (B)	差 (A)-(B)																								
就学前児童数	99,856	103,425	▲3,569																								
保育所等の利用申込児童数 (ア)	50,829	50,470	359																								
保育所等の利用児童数 (イ)	49,708	49,598	110																								
未利用児童数 (※1) (ウ)=(ア)-(イ)	1,121	872	249																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>国の調査要領に基づく除外児童数 (エ)</td> <td>1,121</td> <td>872</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>企業主導型保育事業を利用</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>特定の保育所等のみの申込 (※2)</td> <td>1,106</td> <td>863</td> <td>243</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>待機児童数 (オ)=(ウ)-(エ)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	国の調査要領に基づく除外児童数 (エ)	1,121	872	249	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>企業主導型保育事業を利用</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>特定の保育所等のみの申込 (※2)</td> <td>1,106</td> <td>863</td> <td>243</td> </tr> </table>	幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用	4	2	2	企業主導型保育事業を利用	11	7	4	特定の保育所等のみの申込 (※2)	1,106	863	243				待機児童数 (オ)=(ウ)-(エ)	0	0	0			
国の調査要領に基づく除外児童数 (エ)	1,121	872	249																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>企業主導型保育事業を利用</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>特定の保育所等のみの申込 (※2)</td> <td>1,106</td> <td>863</td> <td>243</td> </tr> </table>	幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用	4	2	2	企業主導型保育事業を利用	11	7	4	特定の保育所等のみの申込 (※2)	1,106	863	243															
幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用	4	2	2																								
企業主導型保育事業を利用	11	7	4																								
特定の保育所等のみの申込 (※2)	1,106	863	243																								
待機児童数 (オ)=(ウ)-(エ)	0	0	0																								

※1 保育所等の利用申込をした児童のうち、利用に至っていない児童数。

※2 登園するのに無理がない利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等の利用のみを希望されている方。

令和 6 年 4 月 1 日現在の未利用児童数

(単位：人)

区 分	令和 6 年 4 月 1 日							令和 5 年 4 月 1 日 (B)	差 (A)-(B)
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計 (A)		
千種区	22	48	12	4	1	2	89	62	27
東 区	10	29	7	3	1	1	51	51	0
北 区	29	53	12	10	0	0	104	70	34
西 区	8	57	11	1	0	0	77	55	22
中村区	23	33	8	5	1	0	70	71	△1
中 区	16	21	5	5	2	1	50	23	27
昭和区	9	30	5	3	1	0	48	39	9
瑞穂区	9	26	7	0	0	0	42	42	0
熱田区	6	19	1	0	0	0	26	21	5
中川区	41	60	14	11	1	0	127	94	33
港 区	11	21	6	5	3	0	46	30	16
南 区	11	31	7	1	0	0	50	38	12
守山区	17	43	20	3	0	1	84	58	26
緑 区	29	62	18	10	2	0	121	125	△4
名東区	20	36	13	3	6	5	83	52	31
天白区	22	25	4	1	0	1	53	41	12
計	283	594	150	65	18	11	1,121	872	249

保育所等利用待機児童対策

1 令和5年度の主な取組み（令和5年4月2日～令和6年4月1日）

(1) 利用枠の拡大（見込額 2,030百万円）

対 策	利用枠拡大数（うち3歳未満児）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸方式による保育所等の設置（3か所） ・ 保育所等の定員増を伴う老朽改築（5か所） ・ 幼稚園から認定こども園への移行（2か所）等 	336人分（180人分）

(2) 「保育案内人（ほいくあんないびと）」の配置（見込額 168百万円）

保育所等の利用を希望する保護者などに対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即した、きめ細やかな対応を専門的に行う「保育案内人（ほいくあんないびと）」を全区役所及び支所に2名ずつ配置しております。

2 令和6年度の主な取組み（予定）（令和6年4月2日～令和7年4月1日）

民間保育所等の新設など、様々な手法による利用枠の拡大を引き続き進めるとともに、保育案内人を始めとして、個々のニーズに即した、きめ細やかな対応を行いながら、待機児童対策に取り組んでまいります。

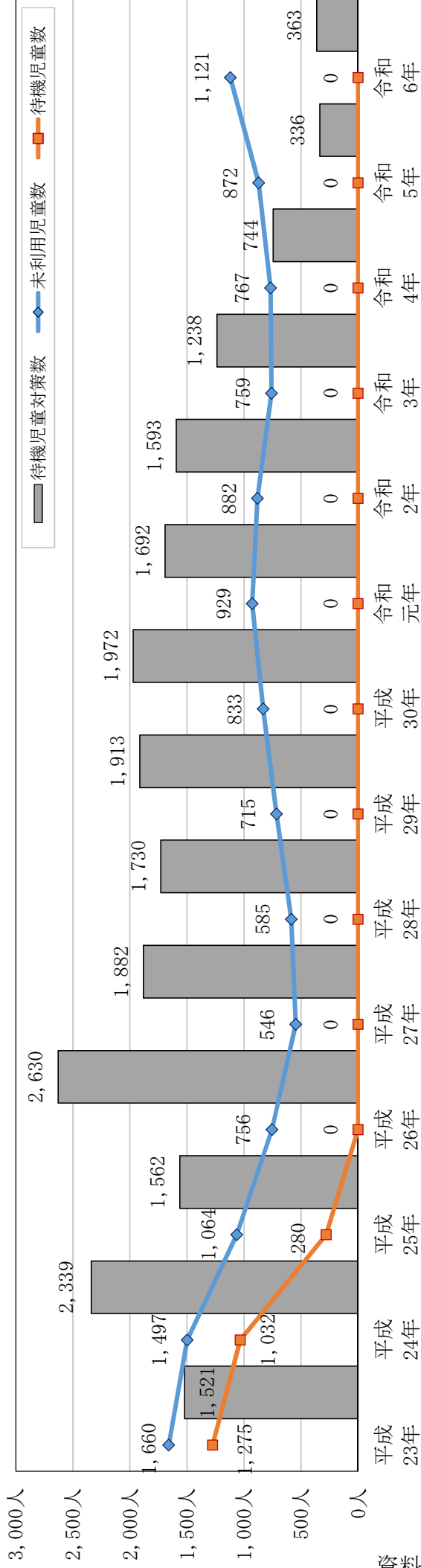
(1) 利用枠の拡大（予算額 2,614百万円）

対 策	利用枠拡大数（うち3歳未満児）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸方式による保育所等の設置（1か所） ・ 幼稚園から認定こども園への移行（5か所） 等 	363人分（144人分）

(2) 保育案内人の配置（予算額 174百万円）

令和6年度においても、全区役所・支所に2名ずつ配置しております。

＜参考＞未利用児童数等及び利用枠拡大数の推移



区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未利用児童数 (人)	1,660	1,497	1,064	756	546	585	715	833	929	882	759	767	872	1,121
待機児童数 (人)	1,275	1,032	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用枠拡大数 (人分)	1,521	2,339	1,562	2,630	1,882	1,730	1,913	1,972	1,692	1,593	1,238	744	336	363
整備費 (百万円)	2,010	2,062	1,449	1,968	1,702	1,435	2,474	2,809	2,227	2,747	2,819	2,071	2,030	2,614

注1：「未利用児童数」及び「待機児童数」は、4月1日現在の人数を計上。

注2：「利用枠拡大数」については、令和5年度までは実績、令和6年度は予定を計上。

注3：「整備費」については、令和4年度までは決算額、令和5年度及び令和6年度は予算額を計上。

《報告》

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも
通園制度）の創設について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設について

1 概 要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」、児童福祉法上の事業名：乳児等通園支援事業）が創設されることとなった。（別紙1参照）

→ 令和8年度本格実施予定

2 本格実施に向けた国の動き

時 期	内 容
令和5年度	・こども誰でも通園制度のモデル事業の実施 31自治体（本市、1か所で実施）
9月～	・「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」開催（計4回）
12月	・こども誰でも通園制度の試行的事業実施の在り方について、取りまとめ
令和6年度	・制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施 115自治体（令和6年4月26日現在）（本市、2か所で実施）
6月	・6月12日、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律公布
秋頃	・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定（注）
令和7年4月	・児童福祉法施行
令和7年度中	・乳児等通園支援事業の確認基準の制定
令和8年4月	・子ども・子育て支援法施行 ⇒ 新たな給付制度として開始

（注）国の「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」が令和6年6月26日に立ち上げられ、今後、複数回開催される予定。（12月中間とりまとめ、令和7年3月頃とりまとめ）

3 本市におけるスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和6年9月	・ <u>令和6年度第1回教育・保育部会</u> 乳児等通園支援事業について、概要説明（報告）
秋頃以降	・ 国において、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定後、本市における条例案の検討
11～12月頃	・ <u>令和6年度第2回教育・保育部会</u> 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の検討状況説明（報告）（「2」の（注）参照）
令和7年 1～2月頃	・ <u>令和6年度第3回教育・保育部会</u> 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の規定内容について（報告）
4月	・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
4月以降	・ 基準条例に基づく認可の開始 ・ 本市における乳児等通園支援事業開始 ・ 国において、乳児等通園支援事業の確認基準の制定後、本市における条例案の検討 ・ 乳児等通園支援事業の確認条例の制定 ・ <u>令和7年度教育・保育部会</u> 乳児等通園支援事業所の利用定員の設定に係る意見聴取
令和8年4月	・ 確認条例に基づく確認の開始

4 今後の意見聴取等について

こども家庭庁において、令和6年秋頃に乳児等通園支援事業に係る国の設備及び運営に関する基準の制定が予定^{（注）}されています。国の基準制定後、本市において、同事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について策定予定としており、11～12月頃の部会において、条例案の検討状況について、説明を予定しております。

また、令和8年4月、改正子ども・子育て支援法の施行により、本制度は新たな給付制度として実施されることから、市町村は事業所ごとに利用定員を定めて、事業者の確認を行う必要があります。令和8年4月以降に乳児等通園支援事業を実施する事業所の利用定員を定めるため、令和7年度中（予定）にご意見を伺う予定としております。

（注）「2」の（注）参照

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

別紙1

制度概要

- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※1）を規定。
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えらるるに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。
- 利用対象者は、満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者（※2）とし、月一定時間までの利用可能枠（※3）の中で利用が可能。
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということとはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、催告等設けることとする（※4）。
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）
等

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
 - ・ 115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
 - ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の1つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・ 全自治体で実施（※経過措置あり）
 - ・ 内閣府令で定める月一定時間までの利用枠